第九十八条第二項中「保有期間が、第一号イからハまで」を「保有期間及び第一号イからニまで」に、「それぞれにおいてに」を「それぞれにおいて」に、「上回る場合」を「上回る場合には」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ　レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。）　五営業日

ロ　その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。）　十営業日

ハ　イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引　二十営業日

ニ　流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット　二十営業日

第九十八条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

第百一条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）」を削る。

第百五条に次の一項を加える。

5　標準的手法採用金庫は、前項の規定にかかわらず、第九十八条第二項第一号ニ及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

第百二十条第二号中「4－2以上の信用リスク区分に対応する」を削る。

第百二十三条中「を自己資本から控除」を「について第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用」に改める。

第百二十五条中「して取り扱わ」を「することにより定められるリスク・ウェイトを適用し」に改める。

第百三十四条第二項中「二千五百パーセント（標準的手法を採用する海外拠点を有する信用金庫連合会においては、千二百五十パーセントとする。）」を「千二百五十パーセント」に改める。

第六章に次の一節を加える。

第七節　間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第百三十七条の二　標準的手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第七十六条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$RWA^{*}=RWA\times\sqrt{(Tm/10)}$

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第七十六条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

第百四十四条第一項中「すべて」を「全て」に、「ついて内部格付手法」を「ついて、内部格付手法」に改める。

第百四十六条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号及び第二号中「信用リスク・アセットの額の合計額に」を「第百五十条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額に」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定めるものに十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定めるものに五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

一　国際統一基準金庫である内部格付手法採用金庫　総自己資本の額

二　国内基準金庫である内部格付手法採用金庫　自己資本の額

第百四十七条中「第百五十一条第三項及び第五項に基づき」を「第百五十一条第四項及び第六項の規定により」に改める。

第百四十八条第一項中「第百五十一条第三項及び第五項」を「第百五十一条第四項及び第六項の規定」に改め、同条第二項中「第百五十一条第三項」を「第百五十一条第四項」に改め、同条第三項中「第百五十一条第五項」を「第百五十一条第六項」に改め、同条第四項中「この場合において」に改め、「（海外営業拠点を有しない標準的手法採用金庫においては、二千五百パーセントとする。）」を削る。

第百五十条中「次に掲げる額の合計額」を「次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同条各号を次のように改める。

一　国内基準金庫である内部格付手法採用金庫　次に掲げる額の合計額

イ　内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第百七十三条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百六十五条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百七十八条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第百七十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ　内部格付手法採用金庫が標準的手法を適用する部分につき、第四十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。